

「病院」九月号

連載 特定医療法人 承認審査の事例

都道府県・地方厚生局 承認審査のポイント

長 英一郎

特定医療法人の承認審査は、国税局による審査の他に都道府県、地方厚生局との折衝が必要になる。

都道府県に対しては、「病院であって、40人以上の患者を入院させるための施設を有すること」等の施設要件の審査のために、都道府県知事証明願を提出する。また、都道府県に対しては、特定医療法人移行に伴う定款変更の認可申請も行う。

地方厚生局に対しては、「役職員一人の年間給与総額が3,600万円を超えないこと」等の要件の審査のために、厚生労働大臣証明願を交付申請する。

以下、都道府県、地方厚生局の承認審査の指摘事項と承認を得るためのポイントについて採り上げる。

都道府県

1．社員の親族制限は法令上規定なし

特定医療法人のモデル定款の第6条において「本社の社員中、親族等の数は、社員総数の3分の1以下としなければならない。」とされている。モデル定款は厚生労働省医政局長通知として、その遵守について適切な指導を都道府県に要請している。そのため、定款変更の際には、モデル定款に従って都道府県より社員の親族制限について指導されている。

しかし、社員の親族制限については法令上規定がなく、モデル定款で強制することはできない。将来3分の1超となったとしても法令違反とはならないのである。

役員の親族制限については、租税特別措置法施行令（以下、租特施行令）第39条の25第1項第2号において「その理事、監事、評議員その他これらの者に準ずるもの（以下この項において「役員等」という。）のうち親族関係を有するもの及びこれと次に掲げる特殊な関係がある者（以下次号において「親族等」という。）の数がそれぞれの役員等の数のうちに占める割合がいずれも3分の1以下であること」と規定されている。一方で、租特施行令第39条の25第1項第3号において「その設立者、役員等若しくは社員又はこれらの者の親族等（法人の特殊関係者）に対し、施設の利用、金銭の貸付け、資産の譲渡、給与の支給、役員の選任その他財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと」と規定されている。

役員等若しくは社員とあるように役員等に社員が含まれないのは明らかであるので、法令上、社員に親族制限に関する規定はない。債務保証した社員は、債務保証責任のみを負い、出資持分の放棄により出資払戻請求をすることができないことに鑑みても、特定医療法人について個人保証制度が撤廃されるまでは社員の親族制限はモデル定款では任意とされるべきである。

経営を担当する理事、評議員の同族制限は当然であるが、社員は直接経営に参与しない。2年に1回の理事の選任時にのみ主として権限を行使することになるので、同族であっても可としているのが、法の趣旨である。

2．施設要件は医療施設のいずれかが満たしていればよい

「租税特別措置法施行令第39条の25第1項第1号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準」(以下、租特施行令基準)ニよれば「40人以上の患者を入院させるための施設を有すること。」等の施設要件を規定している。当該施設要件は、医療法人の有する医療施設のいずれかが一つが満たしていればよいとされている。

3. 定款変更手続きは迅速に行う必要あり

定款（寄附行為）変更の認可申請手続は、国税庁から承認内示を得た後に行う。3月決算法人を例にとると1月上旬に国税庁承認内示を得て、直ちに都道府県へ定款変更の認可申請をすることになる。所轄税務署に対する承認申請書の提出期限が1月末であることから、承認内示から最終の承認申請書の提出期限までの期間は非常に短い。1月末に定款変更認可書の交付を受けていない場合には、国税庁の承認書の交付がなされなくなるおそれもあることから注意が必要である。

定款変更の認可申請については、不備がないように定款の文言について事前に都道府県と綿密な折衝を行う必要がある。

地方厚生局

1. 社会保険診療に係る収入金額には介護保険収入も含まれる

租特施行令基準一イによれば承認要件として「社会保険診療に係る収入金額に係る患者の診療報酬の合計額が、全収入金額の100分の80を超えること。」と規定している。

社会保険診療に係る収入金額には介護保険収入も含まれる。基準の社会保険診療は租税特別措置法第26条2項に規定する社会保険診療であり、介護保険収入もこれに含まれるからである（表1）

表1 租税特別措置法第26条第2項に規定する社会保険診療

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1 健康保険法、国民健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法等の規定に基づく療養の給付等2 生活保護法の規定に基づく医療扶助のための医療、介護扶助のための介護等3 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律等の規定に基づく医療4 老人保健法の規定に基づく医療5 介護保険法の規定によって居宅介護サービス費等を支給することとされる指定居宅サービス又は施設介護サービス費を支給することとされる介護保険施設サービス若しくは指定介護療養施設サービス |
|--|

なお、100分の80の判定は医療法人全体で判定することについても留意が必要である。

2．社会保険診療に係る収入金額には、健康増進事業収入も含めるべき

特定医療法人制度と類似の制度である特別医療法人制度は平成15年11月5日付で一部改正され、社会保険診療収入割合の要件の社会保険診療に係る収入金額の合計額に健康診断などの予防事業が含まれることになったが、特定医療法人は依然含まれていない。

しかし、地方自治体への協力である「基本検診」、「予防接種」、「介護保険の意見書作成」等は社会保険診療報酬に準ずるものとして扱われて当然ではないだろうか。健康づくり・疾病予防を推進する観点からは健康増進事業を社会保険診療に係る収入の合計額に含めるといった弾力的な取扱いを期待したい。

3．全職員の給与明細の提出は明らかに不合理

地方厚生局への提出書類のうち「証明願記4に係る添付書類」に役職員に対する給与の明細を記入するものとされている。給与の明細は常勤、非常勤にかかわらず、役員・職員全員記入するものとされている。当該提出書類の趣旨は、「役職員1人につき年間の給与総額が3,600万円を超えないこと。」の承認要件を満たしているか否かを審査するためである。

しかし、従業員数が1,000名を超えるような医療法人の場合、役員・職員全員の給与明細の記入は膨大な事務負担となる。役職員に対する給与の明細は「暦年」ではなく「会計年度」を基準に記入するので、12月決算以外の医療法人は源泉徴収簿だけでは当該書類を作成することはできないからである。そもそも、全職員の給与金額について審査できるか否かは甚だ疑問である。提出書類の趣旨と事務負担の軽減の観点からは役員、医師、事務長等一定の給与以上の者に限り記入すれば足りると思われる。

審査の実効性の担保としては、関与税理士が署名押印し申告書で法令準拠性の適法意見を述べた税理士法33条の2第1項の書類を活用することによって代えられるべきであろう。財務省もこの書面の活用を高く評価しているところである。

4．俸給表の提出が求められることがある

地方厚生局より給与算定の根拠として俸給表の提出を求められた場合があった。俸給表とは公務員に主に適用される給与の算定根拠表であり、職務段階に応じた「職務の級」と勤続年数を示す「号俸」により給与の金額が決定される。

しかし、医師や看護師の給与は公務員のように年功序列的に支給されるとは限らないので、俸給表の提出を形式的に求めることには問題がある。医師や看護師の給与が業績評価主義に基づく年棒制により決定されている昨今では時代

錯誤ではないか。

5 . 直接必要な経費の範囲が不明確

租特施行令基準一八によれば承認要件として、「医療診療により収入する金額が、医師、看護師等の給与、医療の提供に要する費用等患者のために直接必要な経費の額に100分の150を乗じて得た額の範囲内であること」と規定している。一方で、地方厚生局への提出書類では患者のために直接必要な経費の額合計と損益計算書の「医業費用」の合計額と一致することとされている。

しかし、損益計算書の「医業費用」の範囲は医療法人の表示方法によって異なり、損益計算書で表示される「医業費用」が少ない場合には100分の150の制限を満たさないことになる。病院会計準則に従った表示であれば、「医業費用」の範囲は企業会計原則上の売上原価に販売費および一般管理費を加えたものとなるが、医療法人によっては「医業費用」は売上原価のみを計上している場合もあるため、統一性に欠ける。

病院会計準則第9条2号によれば「医業費用は、給与費、材料費、経費、委託費、研究研修費、減価償却費、本部費、役員報酬に区分して表示する。」とある。しかし、減価償却費、本部費、役員報酬等は患者のために直接必要な経費の額とは言い難い。

したがって、患者のために直接必要な経費の額の定義、含まれる範囲を明確にすることが望まれる。

6 . 差額ベッド制限に老健施設、介護療養型医療施設は含まれない

承認要件として「各医療施設ごとに、特別の療養環境に係る病床数が当該医療施設の有する病床数の100分の30以下であること。」と租特施行令基準二〇に規定している。

健康保険法第63条第3項第一号(表2)にあるように、「保健医療機関」は厚生労働大臣の指定を受けた病院若しくは診療所であるから、保険医療機関でない老健施設の療養室は特別の療養環境に係る病床数に含まれない(表3【1】)。また、介護療養型医療施設は、介護保険法(平成9年法律第123号)第48条第1項第三号に規定する指定介護療養施設サービスを行う同法第7条第23項に規定する療養病床等であるから、特別の療養環境に係る病床数の制限を受けない(表3【2】)。

一般の保険医療機関が原則として差額ベッドは5割まで認められているのに対し、国や地方公共団体はその公的性格にかんがみ、特別の療養環境の病床数について2割、3割の制限をしている(表4)。公益性の高い特定医療法人にも当該制限が当然に準用されているということである。

したがって、地方厚生局への提出書類のうち「証明願記6に係る添付書類」(表5)において、老健施設及び介護療養型医療施設についても記入すると指導されるが、これは参考ということであろう。

表 2 健康保険法第 63 条第 3 項第一号

第 63 条

- 3 一 厚生労働大臣の指定を受けた病院若しくは診療所（第 65 条の規定により病床の全部又は一部を除いて指定を受けたときは、その除外された病床を除く。以下「保険医療機関」という。）又は薬局（以下「保険薬局」という。）

表 3 療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等（抄）

（平成 14 年 3 月 18 日 厚生労働省告示第 99 号）
（最終改正；平成 16 年 3 月 5 日 厚生労働省告示第 83 号）

第三 療担規則第 5 条の 4 第 1 項及び療担基準第 5 条の 4 第 1 項の特定療養費に係る厚生労働大臣が定める基準

一 特別の療養環境の提供に関する基準

- （一）特別の療養環境に係る一の病室の病床数は、4 床以下でなければならないものとする。
- （二）特別の療養環境に係る病床数は、当該保険医療機関【 1 】（特定承認保険医療機関を含む。以下同じ。）の有する病床〔健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 63 条第 3 項第一号に規定する指定に係る病床〔介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 48 条第 1 項第三号に規定する指定介護療養施設サービスを行う同法第 7 条第 23 項に規定する療養病床等を除く。【 2 】〕に限る。以下この号において同じ。〕の数の 5 割以下でなければならないものとする。
- （中略）
- （三）（二）の規定にかかわらず、特別の療養環境に係る病床数は、医療法第 4 条の 2 第 1 項に規定する特定機能病院（以下「特定機能病院」という。）以外の保険医療機関であって国が開設するものについては当該保険医療機関の有する病床数の 2 割以下とし、地方公共団体が開設するものについては当該保険医療機関の有する病床数の 3 割以下とする。

表4 「療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める
 掲示事項等」及び「選定療養及び特定療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬
 品等」の制定に伴う実施上の留意事項について

第3 特定療養費に係る厚生労働大臣が定める基準等（掲示事項等告示第3及
 び医薬品等告示関係）

1 特別の療養環境の提供に係る基準に関する事項

（中略）

（5）（1）及び（3）にかかわらず、特定機能病院以外の保険医療機関であつて、国又は地方公共団体が開設するものにあつては、**その公的性格等にかんがみ**、国が開設するものにあつては病床数の2割以下、地方公共団体が開設するものにあつては病床数の3割以下とした。

表5 「証明願記6に係る添付書類」

証明願記6に係る添付書類

申請者名 _____ 印

住 所 _____

以下のとおり相違ありません。

特別の療養環境に係る病床の明細（自平成 年 月 日 至平成 年 月 日）

病院（診療所）名	差額料あり	差額料なし	差額ベット割合
	床	床	%
	床	床	%
	床	床	%
合計	床	床	%

参考文献

長隆、坂田茂：Q & A 特定医療法人のすべて（第3版）、中央経済社、2004.4
 東日本税理士法人 会計士補：〒171-0022 東京都豊島区南池袋 2-27-17 グリー
 ンパークビル7F

Eメール：eiichiro49@higashinohon.ne.jp

ホームページアドレス：<http://www.higashinohon.ne.jp/>